#### **三**法人税実務事例検討 三

# その他有価証券のヘッジ目的で行った 信用売取引に係る時価ヘッジ処理の取扱い

新日本アーンストアンドヤング税理士法人 顧問 税理士 石田 昌朗

#### 本事例における留意点

その他有価証券として区分保有された上場株式の価額下落リスクを軽減するために、その上場株式と同一銘柄の信用売取引をヘッジ目的で行った場合、その他有価証券を時価評価する時価ヘッジ処理の適用ができる。

### 事 例

当社(6月決算)は、取引先であるA社(上場会社)の株式を10,000株(帳簿価額10,000,000円)をその他有価証券として区分保有しておりますが、そのA社株式の価額下落リスクをヘッジする目的で、3月18日に、証券会社を通じてA社株式を信用取引で10,000株を2.000円で売り建てしました。

また、A社株式は上場株式であることから、A社株式を時価評価することにより、信用売取引の評価損益と相殺する時価ヘッジ処理を適用することとしました。

なお、期末のA社株式の時価は2,500円でした。

#### 【当社における平成25年6月期の会計処理】

信用取引みなし決済損 5,000,000 円 / 信用取引未払金 5,000,000 円

A社株式 15,000,000 円 / 時価ヘッジ利益 5,000,000 円

/ 繰延税金負債 4,000,000 円

/ その他有価証券評価差額 6,000,000 円

#### 本事例における法令等の検討

#### 1 時価ヘッジ処理による利益額又は損 失額の計上

内国法人が、売買目的外有価証券(法人 税法第61条の3第1項第2号(売買目的 有価証券の評価益又は評価損の益金又は損 金算入等》の売買目的外有価証券をいいま す。)の価額の変動(期末時換算法により 円換算する償還期限及び償還金額の定めの ある外貨建ての売買目的外有価証券の外国 為替の売買相場の変動に基因する変動を除 きます。)により生ずるおそれのある損失 の額(ヘッジ対象有価証券損失額)を減少 させるためにデリバティブ取引等を行った 場合(その売買目的外有価証券を期末時 (デリバティブ取引等を事業年度終了の時 までに決済していない場合) 若しくは決済 時(デリバティブ取引等を決済した場合) の時価により評価し又は期末時若しくは決 済時の外国為替の売買相場により円換算す る旨等を帳簿書類に記載した場合に限りま す。)で、そのデリバティブ取引等がその ヘッジ対象有価証券損失額を減少させるた めに有効であると認められるときは、その 売買目的外有価証券の時価と帳簿価額との 差額のうちデリバティブ取引等の利益額又 は損失額に対応する部分の金額は、損金の 額又は益金の額に算入されます(法法61  $0.7(1)_{0}$ 

なお、時価ヘッジ処理の適用を受けるヘッジ取引の対象となるのは売買目的外有価証券に限られています(法法 61 の 7)。

## 2 時価ヘッジ処理の適用を受けるヘッジ取引の対象

時価ヘッジ処理の適用を受けるヘッジ取引の手段となるのは、法人税法第16条の6第4項に規定する次の取引とされています(法法61の7)。

- ① デリバティブ取引
- ② 有価証券の空売り、信用取引及び発 行日取引
- ③ 期末時換算法により円換算する外貨 建資産等を取得し又は発生させる取引

#### 3 時価ヘッジ処理の適用を受けるため の帳簿書類への記載要件

時価ヘッジ処理の適用を受けようとする 場合にはデリバティブ取引等を行った日に おいて、ヘッジ対象有価証券損失額を減少 させようとする売買目的外有価証券の帳簿 価額を期末時若しくは決済時の時価で評値 し又は外国為替の売買相場により円換算を した金額とする旨、その売買目的外有価証 券及びデリバティブ取引等の種類、名称、 金額、ヘッジ対象有価証券損失額を減少きする せようとする期間その他参考となるべき事 項をヘッジ対象有価証券損失額を減少きす ようとする売買目的外有価証券の取得又は デリバティブ取引等の契約の締結等に関す る帳簿書類に記載することが要件とされて います(法規 27 の 9 ①②)。

#### 4 時価ヘッジ処理における有効性判定

売買目的外有価証券の時価と帳簿価額と の差額のうち、デリバティブ取引等の利益 額又は損失額に対応する部分の金額の損金 の額又は益金の額への算入は、デリバティ ブ取引等がヘッジ対象有価証券損失額を減 少させるために有効であると認められるときに行うこととなりますが、この有効であるか否かの判定(有効性判定)は、期末時及び決済時において、その期末時又は決済時のデリバティブ取引等の利益額又は損失額とヘッジ対象有価証券評価差額とを比較する方法により行うこととされています(法令121の7①)。

このヘッジ対象有価証券評価差額とは、 売買目的外有価証券のデリバティブ取引等 を行った時の価額と期末時又は決済時の価 額との差額(金利の変動、外国為替の売買 相場の変動等の特定事由による売買目的外 有価証券の価額の変動に伴って生ずるおそ れのある損失の額のみを減少させる目的で デリバティブ取引等を行い、かつ、そのデ リバティブ取引等を行った日にその旨を帳 簿書類に記載した場合(特定事由ヘッジの 場合)には、その特定事由に係る部分の差 額)をいうものとされています(法令121 の7②)。

## 5 時価ヘッジにおけるヘッジが有効であると認められる場合

デリバティブ取引等がヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合とは、デリバティブ取引等を行った時から当該事業年度終了の時までの間のいずれかの有効性判定において、次の割合がおおむね100分の80から100分の125までとなっている場合とされています(法令121の8)。

① 売買目的外有価証券のデリバティブ 取引等を行った時の価額(特定事由へ ッジの場合には、特定事由に係る部分 の額)が期末時又は決済時の価額(特 定事由ヘッジの場合には、特定事由に 係る部分の額)を超える場合 デリバ ティブ取引等の利益額をその超える部 分の金額で除した割合

② 売買目的外有価証券の期末時又は決済時の価額(特定事由ヘッジの場合には、特定事由に係る部分の額)がデリバティブ取引等を行った時の価額(特定事由ヘッジの場合には、特定事由に係る部分の額)を超える場合 デリバティブ取引等の損失額をその超える部分の金額で除した割合

# 6 売買目的外有価証券の含み損益のうちデリバティブ取引等の利益額又は損失額に対応する部分の金額

時価ヘッジ処理により利益の額又は損失の額に算入する金額は、当該事業年度開始の日前にデリバティブ取引等を決済していない場合には次の金額となり、同日前にデリバティブ取引等を決済している場合にはないものとされています(法令121の9)。

- ① 期末時の有効性判定において、上記 5①又は②の割合がおおむね 100 分の 80 から 100 分の 125 までとなってい る場合 上記 5①又は②の超える部分の金額
- ② 期末時の有効性判定において、上記 5①又は②の割合がおおむね100分の80から100分の125までとなっていない場合及び当該事業年度にデリバティブ取引等の決済(当該事業年度に売買目的外有価証券の譲渡をしている場合のデリバティブ取引等の決済を除きます。)をしている場合上記5①又は②の割合がおおむね100分の80か

ら 100 分の 125 までとなっていた当該 事業年度終了の時の直近の有効性判定 における上記5①又は②の超える部分 の金額

なお、この当該事業年度終了の時の直近 の有効性判定には、デリバティブ取引等の 決済の時の有効性判定も含まれることにな ります。

#### 7 時価ヘッジ処理における時価評価差 額の翌事業年度の処理等

当該事業年度(デリバティブ取引等の決 済をした日の属する事業年度を除きます。) の損金の額又は益金の額に算入した、上記 6①又は②の金額は、翌事業年度の益金の 額又は損金の額に算入し、洗替処理を行う こととされています(法令121の11)。

#### Ⅲ▶ 本事例における取扱いの検討

#### A 社株式の信用売取引はヘッジ処理 が認められるか

#### (1) デリバティブ取引等がヘッジ目的で行 われているか

貴社はその他有価証券として区分保有 するA社株式の価額下落による損失の額 を減少させるために、デリバティブ取引 等である信用取引を行っていることから、 資産の価額の変動に伴い生ずるおそれの ある損失を減少させるために取引を行っ たものに該当することから、ヘッジ目的 であると認められます。

なお、その他有価証券に区分されたA 社株式は売買目的有価証券に該当しませ  $\lambda_{\circ}$ 

#### (2) 帳簿書類への記載要件

貴社の保有するA社株式は、資産の価 額の変動に伴い損失の生じるおそれがあ ることから、信用取引の売り建てはヘッ ジ手段となります。そうすると、ヘッジ 手段である信用取引を行った日に、ヘッ ジ対象有価証券損失額を減少させようと する売買目的外有価証券の帳簿価額を期 末時(デリバティブ取引等の決済をして いない場合)若しくは決済時(デリバテ ィブ取引等を決済した場合)の時価で評 価する旨、その売買目的外有価証券及び ヘッジ手段となるデリバティブ取引等の 種類、名称、金額、ヘッジ対象有価証券 損失額を減少させようとする期間その他 参考となるべき事項をヘッジ対象有価証 券損失額を減少させようとする売買目的 外有価証券の取得又はデリバティブ取引 等に係る契約の締結に関する帳簿書類に 記載する必要があります(法規27の9  $(1)(2))_{0}$ 

#### (3) 時価ヘッジ処理における有効性判定

貴社が、ヘッジ手段である信用取引を 行った時(3月18日)から期末時(6 月末日)までのヘッジ対象である「A社 株式の価額の変動額」とヘッジ手段であ る「信用取引の時価等に係る変動額」の 割合が80%から125%の間にあれば、 そのヘッジ手段は有効である(法令121 の2)ことから、A社株式の含み損益の うちその信用取引のみなし決済損益額に 対応する部分の金額を利益の額又は損失 の額に計上することになります(法法 61 Ø 7 (1))<sub>o</sub>

ヘッジ対象であるA社株式(10,000

株)の3月18日の時価2,000円と期末時の時価2,500円との差額は5,000,000円となり、上記I5②に該当します。

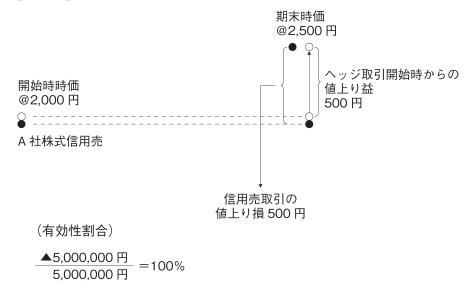
また、ヘッジ手段である信用売取引は、 A社株式の売約定価格である 2,000 円と 期末時の時価 2,500 円との差額▲ 500 円 に 10,000 株 を 乗 じ て 計 算 さ れ た ▲ 5,000,000 円となります。

(注) 手数料等は省略しております。

したがって、貴社の場合、ヘッジ対象 であるA社株式の価額の変動額が 5,000,000 円であり、ヘッジ手段である A社株式の信用売取引の時価等の変動額 が▲5,000,000 円であることから、上記 I 5 ② の と お り、▲5,000,000 円/ 5,000,000 円=1.00 となり、決算期末で ある6月末日のヘッジの有効性割合は 100%になります。

したがって、ヘッジ対象であるA社株式につき、時価ヘッジの有効であると認められる部分の金額に相当する5,000,000円を計上することになります。

#### 【概要図】



平成 25 年 7 月 29 日 第 6274 号

国 税 速 報

第3種郵便物認可(13)

(	員	ť	社	E)

#### 【平成25年6月期の会計処理】

信用取引みなし決済損 5,000,000円 / 信用取引未払金

5,000,000 円

A社株式

15,000,000 円 / 時価ヘッジ利益

5,000,000 円

/ 繰延税金負債

4,000,000 円

/ その他有価証券評価差額 6,000,000円

#### 【平成25年6月期の税務処理】

信用取引みなし決済損

5,000,000 円 / 信用取引未払金

5,000,000 円

A社株式

5,000,000 円 / 時価ヘッジ利益

5,000,000 円

#### 【税務修正】

繰延税金負債

4,000,000 円 / A社株式

10,000,000 円

その他有価証券評価差額 6,000,000 円 /

#### 〈貴社の申告調整〉

#### 【別表 5(1)】

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

| 事業 | 24 · 7 · 1 | 法人名 | 年度 | 25 · 6 · 30 | 法人名 |

○○社

	ינה פי נ		-							一一人	20	O	30				
$\bigcap$						I	利	益積	立金	額の計	算	に関	する	明約	田書		
						期	首	現	在	当		期	T)	)	増	減	差引翌期首現在 利益積立金額
	X		3	分		利	益 積	立组	え 額		減				増		1-2+3
							(	1)			2	-			3	)	4
利	益	準	備	金	1				円				円			円	円
		積	立	金	2												
Α	社		株	式	3					1	.0,0	00,00	00				<b>1</b> 0,000,000
繰	延	é á	全 負	債	4										4,0	000,000	4,000,000
A	社 株 ェ	大 評	価 差	額	5										6,0	000,000	6,000,000

(注) A 社株式の会計上の帳簿価額 25,000,000 円と別表 5(1)の▲ 10,000,000 円の合計金額 15,000,000 円が税務上の帳簿価額 (取得価額 10,000,000 円+時価評価益 5,000,000 円) に一致します。

#### [参 考]

貴社がA社株式につき、取得価額と期末時価との差額のすべてを利益に計上した場合の取扱いを記載しておきます。なお、時価ヘッジ処理の有効性割合の判定は適正に行われ、有効性割合が 100%であることを確認したことを前提にしております。

#### (貴社)

#### 【平成25年6月期の会計処理】

信用取引みなし決済損 5,000,000円 / 信用取引未払金 5,000,000円 A社株式 15,000,000円 / 時価ヘッジ利益 15,000,000円

#### 【平成25年6月期の税務処理】

信用取引みなし決済損 5,000,000 円 / 信用取引未払金 5,000,000 円 A社株式 5,000,000 円 / 時価ヘッジ利益 5,000,000 円

#### 【税務修正】

時価ヘッジ利益 10,000,000 円 / A社株式 10,000,000 円

## 大蔵財務協会 刊行書籍のご案内 図解シリーズ 好評発売中!

本誌で購読者は 定価の2割引・送料当会負担



平成25年版

### 図解 法 人 税

山下 孝一 編

B 5 判・900 頁 **定価 3,300 円** 

(本体価格 3,143 円+税)



平成25年版

### 図解 源泉所得税

山下 孝一 編

B 5 判・560 頁 **定価 3,200 円** 

(本体価格 3,048 円+税)

お申し込みは 大蔵財務協会 電話 03 (3265) 4141 FAX 03 (3264) 0524

#### 〈貴社の申告調整〉

#### 【別表4】

所得	の金額の計算に関する	る明紀	田書	事業年度	$\begin{vmatrix} 24 \cdot 7 \cdot \\ 25 \cdot 6 \cdot \end{vmatrix}$		法人名		○○社			
			総	額		処				分		7
	区 分		15C	积	留	留 保			社 外 流			
			①		2			3				
N/	期利益又は当期欠損の額	1		円			円	配当			F	T)
	ヨ州和益又はヨ州入損の領							その他				
	減価償却超過額の当期認容額	12										7
	納税充当金から支出した事業 税等の金額	13										
減	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「15」又は「31」)	14						*				
	外国子会社から受ける剰余金の配当 等の益金不算入額(別表八(二)「13」)	15						*				
	受贈益の益金不算入額	16						*				
算	適格現物分配に係る益金不算入額	17						*				
	法人税等の中間納付額及び 過誤納に係る還付金額	18										
	所得税額等及び欠損金の繰 戻しによる還付金額等	19						*				
	時価ヘッジ利益過大	20	10	,000,000		10,00	00,000					

#### 【別表5(1)】

	積立: る明:			資本	金等	等の額の計算に	事業年度	24 · 7 · 25 · 6 ·	1 30	法人名	○○社			
						I 利益積立金	額の計	†算に関す	る	明細書				
						期 首 現 在	当	期	0)	増	減		差引翌期首現在 利益積立金額	
	区 分			利益積立金額	減			増			1 1 金 恒 立 金 領 1 1 1 2 1 3			
						1)		2		(	3		4)	
利	益	準	備	金	1	円		F	<b>-</b>			円	円	
		積	弘	金	2									
Α	社		株	式	3			10,000,00	0				<b>1</b> 0,000,000	

(注) A社株式の会計上の帳簿価額 25,000,000 円と別表 5(1)の▲ 10,000,000 円の合計金額 15,000,000 円が税務上の帳簿価額(取得価額 10,000,000 円 + 時価評価益 5,000,000 円) に一致します。

(了)